

## 千葉市教育委員会いじめ等による重大事態への対処に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例（平成26年千葉市条例第27号。以下「条例」という。）

第2条に規定するいじめ等による重大事態（以下「重大事態」という。）への対処に関し必要な事項を定めるものとする。

### (重大事態の報告)

第2条 学校は、重大事態を把握した場合には、直ちに、教育委員会に重大事態が発生した旨を報告するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けた場合又は自ら若しくは通報等により重大事態を把握した場合には、市長に重大事態が発生した旨の報告（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第1項の規定による報告を含む。）を行うものとする。

### (調査機関の決定)

第3条 教育委員会は、重大事態を把握した場合には、当該重大事態の事実関係を明確にするための調査（法第28条第1項の規定による調査を含む。）を行う機関を決定するものとする。ただし、調査の機関を決定した後において、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (学校による調査)

第4条 前条の規定により学校が調査機関となる場合にあっては、学校ごとに置かれる法第22条に規定するいじめの防止等の対策のための組織が調査を行うものとする。

2 教育委員会は、調査機関となる学校に対し、必要な指導その他適切な支援を行うものとする。

3 学校は、第1項の調査を終了した場合には、速やかに、教育委員会にその結果を報告するものとする。

4 教育委員会は、前項の規定による報告を受けた場合には、速やかに、市長に報告するものとする。

5 学校は、第1項の調査に係る被害を受けた児童又は生徒及びその保護者（以下「被害児童等」という。）に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の情報を適切に提供するものとする。

6 学校は、前項の規定による情報提供に際しては、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条各号に掲げる情報の保護について適切な配慮及び措置を講ずるものとする。

（教育委員会による調査）

第5条 第3条の規定により教育委員会が調査機関となる場合にあっては、次条に規定する教育委員会事務局いじめ等調査委員会が調査を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の調査を終了した場合には、速やかに、市長にその結果を報告するものとする。

3 前条第5項及び第6項の規定は、教育委員会による調査について準用する。

（教育委員会事務局いじめ等調査委員会）

第6条 教育委員会に調査組織として教育委員会事務局いじめ等調査委員会（以下「事務局調査委員会」という。）を置く。

2 事務局調査委員会は、次に掲げる職にある者を委員として組織する。ただし、第3号から第5号までに掲げる職にある者は、学校教育部長が定めるところにより、担当する職務において当該調査に係る重大事態と関係を有する場合、調査に加わるものとする。

（1）学校教育部長

（2）学事課長

（3）教育改革推進課長

（4）教育指導課長

（5）教育支援課長

（6）保健体育課長

（7）教育総務部総務課長

（8）その他学校教育部長が必要と認める者

3 事務局調査委員会に、委員長を置き、学校教育部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 事務局調査委員会に、調査チームを置く。

6 調査チームの班員は、委員長が当該重大事態に関係する課等の職員の中から当該課等の長の推薦に基づき指定する。

7 調査チームは、事務局調査委員会の指示により、事務局調査委員会が行う調査を補助する。

（対策調査委員会による調査）

第7条 教育委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、必要があると認めるときは、条例第1条の千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会（以下「対策調査委員会」という。）に諮問するものとする。

2 教育委員会は、被害児童等以外の者から重大事態に該当する旨の申立てを受けた場合において、前項の規定により諮問するときには、あらかじめ、当該被害児童等から同意を得なければならない。

3 教育委員会は、対策調査委員会から調査の目的、調査の概ねの期間、方法、入手した資料の取扱い等又は調査の進捗状況等の報告を受けた場合には、適時に、かつ、適切な方法で当該被害児童等に説明するものとする。

4 教育委員会は、対策調査委員会から第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを当該被害児童等及び市長に報告するとともに、公表するものとする。ただし、公表については、当該被害児童等が公表に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

5 前項の規定による当該被害児童等への報告及び公表に際しては、千葉市情報公開条例第7条各号に掲げる情報の保護について適切な配慮及び措置を施すものとする。

（調査結果への対処）

第8条 教育委員会及び学校は、重大事態に係る調査の結果（千葉市いじめ等調査委員会設置条例（平成26年千葉市条例第3号）第1条の調査及び法第30条第2項の規定による調査の結果を含む。）を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。